

総合計画審査特別委員会速記録

平成26年3月12日（水曜日）午後5時7分開会

出席委員（7名）

委員長	高橋研史君	副委員長	杉田一男君
委員	片股敬昌君	委員	一木重夫君
委員	鯉江満君	委員	池田望君
委員	稲垣勇君		

委員外出席議員（1名）

議長	佐々木幸美君
----	--------

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

議事日程

日程第1 委員長互選について

日程第2 副委員長互選について

◎開会の宣告

○議長（佐々木幸美君） ただいまから総合計画審査特別委員会を開会いたします。

（午後 5 時 7 分）

◎座長着席

○議長（佐々木幸美君） 本日は、正副委員長互選のために委員会を招集いたしました。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長委員が委員長互選の職務を行うことになっております。

稲垣 勇委員が年長委員でございますので、委員長互選のための職務をお願いいたします。

稲垣委員、座長席にお着きください。

（座長着席）

○座長（稲垣 勇君） ただいま議長から指名をいただきまして、年長のゆえをもって、暫時座長を務めさせていただきます。

◎委員長互選

○座長（稲垣 勇君） ただいまから委員長の互選を行います。

その方法についてお諮りします。

杉田委員。

○委員（杉田一男君） 座長の指名推選によるものとし、直ちに指名していただきたいと思えます。

○座長（稲垣 勇君） ただいまの意見にご異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○座長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、委員長には高橋委員を指名します。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○座長（稲垣 勇君） 異議なしと認め、委員長には高橋委員が当選されました。

◎委員長挨拶

○座長（稲垣 勇君） 委員長より就任の挨拶をお願いします。

高橋委員。

○委員長（高橋研史君） 微力ではございますが、委員長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○座長（稲垣 勇君） 高橋委員長、委員長席にお着きください。

ご協力ありがとうございました。

（座長交代、委員長着席）

◎副委員長互選

○委員長（高橋研史君） ただいまから副委員長の互選を行います。

その方法についてお諮りします。

杉田委員。

○委員（杉田一男君） 委員長の指名推選によるものとし、直ちに指名していただきたいと思
います。

○委員長（高橋研史君） ただいまのご意見にご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） ご異議なしと認め、副委員長には杉田委員を指名します。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） ご異議なしと認め、副委員長には杉田委員が当選されました。

◎副委員長挨拶

○委員長（高橋研史君） 杉田副委員長より就任のご挨拶があります。

○副委員長（杉田一男君） 微力ではありますが、高橋委員長を補佐し、頑張ってまいります
ので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

◎散会の宣告

○委員長（高橋研史君） お諮りします。

本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認め、本日はこれにて散会いたします。

次回は、3月13日午後3時より会議を開きます。

お疲れさまでした。

（午後5時10分）

総合計画審査特別委員会速記録

平成26年3月13日（木曜日）午後3時開会

出席委員（7名）

委員長	高橋研史君	副委員長	杉田一男君
委員	片股敬昌君	委員	一木重夫君
委員	鯉江満君	委員	池田望君
委員	稲垣勇君		

委員外出席議員（1名）

議長	佐々木幸美君
----	--------

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	江尻康弘君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課企画政策室長	樋口博君
財政課長	今野満君	村民課長	斎藤実君
村民課副参事	村井達人君	医療課長	佐々木英樹君
産業観光課長	渋谷正昭君	自然管理委員	岩本誠君
建設水道課長	篠田千鶴男君	建設水道課副参事	増山一清君
母島支所長	箭内浩彌君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	牛島康博君		

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

議事日程

- 日程第1 説明員の出欠報告
- 日程第2 審査方法・説明・決定
- 日程第3 質疑

◎開議の宣告

○委員長（高橋研史君） ただいまから総合計画審査特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午後3時）

◎会議時間の延長

○委員長（高橋研史君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎説明員の出欠報告

○委員長（高橋研史君） 初めに、説明員の出欠について事務局長に報告させます。

○事務局長（セーボレー孝君） 報告します。

出席要求をしました説明員につきましては、全員が出席とのことでございます。

以上です。

◎審議方法・説明・決定

○委員長（高橋研史君） 次に、本委員会の審査方法について事務局長に説明をさせます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご説明いたします。

お手元に配付の総合計画審査特別委員会の審査予定表をご覧ください。

内容のところの4番でございますけれども、本日は（1）「はじめに」の第1章から第4章、（2）基本構想の第1章から第2章、（3）基本計画の第1章、（4）基本計画の第2章をそれぞれ説明、そして質疑という方法で審査を進めます。

次に、明日14日の審査について説明いたします。

内容の1番のところでございますけれども、1番の（1）から（4）までをそれぞれ説明して、質疑という方法で審査を進めます。

次に、2番、総括質疑、3番、意見の開陳、4番、採決、5番、委員会審査報告書、最後に6番、村長発言をもって審査を終了する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（高橋研史君） ただいまの説明のように審査を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認め、審査方法はそのように決定いたしました。

◎質疑

○委員長（高橋研史君） それでは、第4次小笠原村総合計画（案）について、ただいま決定しました審査方法に従い、議事を進行します。

執行部は順次説明をしてください。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 第4次小笠原村総合計画のご説明の前に、ご審議いただく際の参考資料としまして、4つ資料をお配りさせていただいております。それにつきまして、簡単にご説明をさせていただければと思います。

まず、資料の1でございますが、総合計画の下に毎年度実行計画を策定いたします。今回お配りしましたのは、とりあえず来年度、平成26年度の実行計画の案でございます。新しい計画に基づいての初めての年度でございますので、様式も含めまして、これでやっという腹づもりは持っておりますが、2年、3年やる間でより充実した形に変更していくことはあり得るかもしれませんので、それはお含みいただければと存じます。

実行計画書、具体的な中身をちょっとご覧いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきますと、平成26年度実行計画第1章環境共生という欄のもとに、それぞれ施策の番号、あとで説明いたしますが、施策の番号、施策の名称のもとに施策の目標像が記載されております。その上で、下の表にその分野における事業名を一覧で示すという構成にしております。事業ごとに担当の係、重点プロジェクトかどうか、また、その事業の目的、事業内容、それから平成26年度におきましては、平成25年度の実績、それから平成26年度の事業の予定内容という形で記載をさせていただいております。それぞれの事業単位ごとに実績においては決算額を、当該年度の予定につきましては、予定の予算額を記載しているという内容で実行計画を構成しております。各分野とも同じ構成で書いておりますので、審議の際にご参考にしていただければと存じます。

続きまして、資料の2でございます。

総合計画策定に当たりまして、昨年5月から6月にかけて、村民の方へアンケート調査を行いました。それに関する結果の概要を参考資料としてお配りしたものでございます。これも審議に当たりまして、ご参考にしていただければと存じます。

続きまして、資料の3でございます。

総合計画の素案をもとに、昨年12月から1月にかけて、パブリックコメントの募集を実施いたしました。結果としましては、2人の方から10件のご意見をいただいたところでございます。これらいただいたご意見も視野に入れた上で、総合計画を策定したところでございます。個々のご意見につきましては、ご覧いただければと存じます。

続きまして、資料の4でございます。

総合計画の素案を執行部の案を策定するに当たり、小笠原村総合開発審議会に諮問をさせていただきます。小笠原村総合開発審議会の中で、いろんなご意見をいただきまして、例えば、観光における外国人の観光客の誘致というのをもう少し前面に出してもいいんじゃないかとか、そういったご意見に対しましては、修正を加えまして、国内の観光客という表現のところを国内外ということで修正をしたり、また生涯学習の分野におきましては、団体での生涯学習につながる活動が前面に出ておりましたが、個人でも生涯学習というのはあるんだということで、個人も含めた表現に修正をさせていただいております。

また、資料4の裏面に、答申の写しがございますが、今回初めてでございますが、答申の中に審議会のほうから2つ意見をいただきました。審議の過程において、多くの委員の方々が共通して意見として出たものでございます。

1点目でございますが、ちょっと読ませさせていただきます。小笠原村は返還以降、国の特別措置法のもと、行政指導のむらづくりが進められてきました。そうした中で、5年後には小笠原村も返還50周年を迎えることとなります。本格的な地方分権時代の到来に伴い、今後は小笠原村のより一層村民とともに考え、ともに汗を流すといった責任をともにする自治体運営を行うことを期待します、そういった趣旨の意見が多く出たところでございます。

2点目の意見としましては、父島と母島の2島に一般村民が定住しており、今後総合計画に基づき、むらづくりに取り組んでいくに当たり、それぞれの島の実情に配慮し、そのバランスを考慮した施策の展開を図るようお願いいたしますと、父島、母島の格差、バランスに配慮しながら進めてほしいという趣旨のことでございます。

この2点につきましては、共通して多くの方からご意見いただきましたので、答申の中で盛り込んで出していただいたという状況でございます。

以上、4つの資料を参考資料としてお配りしましたので、これもご覧いただきながらご審議していただければと存じます。

それでは、総合計画の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まずは、「はじめに」という項目の第1章から第4章についてご説明をさせていただきますが、単純な語句修正であったり、そういったものは実務的にも既に発生しておりますので、そういったところは当然で修正をさせていただくという前提でご説明を聞いていただければと存じます。

最初に、第1章ですが、2ページになります。「小笠原村を取り巻く状況」ということで、2ページ以降、それぞれの状況を書いております。

1点目は、まず小笠原村の今までの歩みを総括して時系列的なところを踏まえながら、説明をしているところでございます。

3ページが、環境共生の部分について触れております。

4ページですが、都市防災、村民の方の日常生活の基盤に係る部分、それから防災の部分につきまして、国内外等の状況を踏まえて、小笠原村を取り巻く状況について説明しております。

5ページになりますが、産業の分野を取り上げてございます。

6ページは医療・福祉の分野でございます。

7ページ、教育・文化、それから8ページが地域経営の部分についてご説明をしております。

9ページですが、先ほど参考資料でお配りしましたが、主要なところのアンケートの結果について、ここで特別に抽出して挙げております。

10ページから第2章に入ります。

10ページ、11ページで、「活かすべき小笠原村の優位性」ということで、計画の前段であえて取り上げております。

一つが、「世界自然遺産にも登録された豊かな自然環境の保全・活用」、これを優位性と捉えて生かしていこうという趣旨でございます。

2点目が、「広大な海域を担う海洋拠点としての海洋立国への貢献」。これも今の取り巻く環境の中で今後生かしていく優位性だという趣旨で説明しております。

12ページでございますが、第3章になります。

今度、逆に「克服すべき小笠原村の不利性」ということで、やはり本土と小笠原のアクセス、これを不利性ということ捉え、航空路の開設、これを主に改善を図っていこうという趣旨のことを説明してございます。

13ページでございますが、第4章「計画策定の意義」ということで、今般地方自治法の改正がございまして、地域の基本構想を議決する要件が外されました。外された中で、あえて小笠原村としては、むらづくりの今後の方針はやはり必要だということで、昨年総合計画条例を認めていただき、その条例に基づいて総合計画をつくっていくというところを示したところでございます。その上で、それに基づきまして、今般総合計画としましては、基本構想、基本計画で構成し、それぞれ15年間を構想期間、計画期間としたところでございます。基本構想の部分につきましては、15年の期間ではございますが、村全体の将来像につきましては、20年先、30年先を見据えて、目標像を設定したところでございます。総合計画に基づいて、事業展開を図る上で、毎年毎年実行計画をつくっていく、先ほど参考資料でお配りしたようなイメージの実行計画になります。その実行計画に基づきながら、事業の進捗も評価し、確認をしながら、着実に毎年毎年目標に近づけるよう、進んでまいりたいと思っております。

最初の説明の部分につきましては、以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明の部分において、質疑のある委員は挙手をしてください。

現時点でなければ、最後に総括質疑の時間も設けてあります。後ほど質疑、生じた委員はその機会もご利用ください。

よろしいですか。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） それでは、次の説明をお願いします。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、次に基本構想の部分についてご説明させていただきます。

基本構想につきましては、第1章、小笠原村の将来像、それから第2章、むらづくりの目標像ということで、2章建てにしております。

第1章でございますが、小笠原村の将来像を20年先、30年先を見据えて、心豊かに暮らし続けられる島という形で設定をさせていただきました。内地での人々の生活は非常に便利な一方、自然と触れ合う機会が少なかったり、スピードが求められたり、なかなか生活の中で安らぎを感じにくいという状況もございます。また、小笠原に目を向けますと、どうしても埋められない時間的制約、あるいは距離的制約、そういったものがあって、一定の

不便さは受け入れていかなければいけない、そういう状況になっています。そういった状況を踏まえながら、村民一人一人が超遠隔離島に暮らす上での制約をきちんと理解した上で、自立、あるいは支え合う、そういったコミュニティを形成し、環境の変化にきめ細かく対応していく、そういったことが必要だというふうに感じております。人と人との温かいつながり、また、人と自然が共生する、あるいは活力に満ちた地域社会を実現する、そういったことで小笠原村も小さくてもきらりと光る存在になり得るかと思っております。暮らしやすい小笠原ならではの暮らしやすさという魅力、これを一步一步着実に進めて、小笠原村に住む村民全ての方が将来に向かって夢や希望を持ち、心豊かに、そういった意味での心豊かに暮らし続けられる島、そういった島になるように目指していきたいという趣旨でございます。

17ページは、未来日記ということで、その心豊かに暮らし続けられる島のイメージをそれぞれの立場から状態像をちょっと示したものですので、ご覧いただければと思います。

続きまして、18ページでございますが、将来人口でございます。

今まで島自体の環境容量的な発想から、目標人口3,000人ということで返還以降ずっとやってきました。地域を支える活力、あるいはにぎわいを創出するためには一定規模の人口が当然必要でございますが、そういった意味では、超長期的な将来人口としては今回の計画の中でも3,000人を目標としたいと思います。ただ、世界遺産登録も踏まえ、貴重な自然環境を守っていかなければいけない、そういったためには、急激な人口増加というのも当然望ましくないという状況がございます。また、急激な人口に対応するための受け皿、そういったものも確保しなければ、人口増加も受け入れできないという状況もございます。そういった観点では、見方として、超長期の将来人口としての3,000人、これは上限人口とも捉えられるかなというふうに感じているところでございます。そういった意味では、将来人口につきましては、短期的には転出の抑制や出生数の増加を支える行政サービス、これを維持し、あるいは充実させながら、緩やかな人口増加を維持していくことを目標としたいと思います。

将来人口につきましては、以上でございます。

19ページでございます。土地利用の方針でございます。

島ごとに大まかな土地利用の方針について設定をさせていただいております。

父島、母島につきましては、第2次、第3次の総合計画を継承いたしまして、自然保護地域、集落地域、農業地域、その他地域ということで区分をし、そのまま考え方も継続して

いるところがございます。ただ、現状を見ますと、例えば農業地域と言われる区域の中でも、集落に近い形で人が住んでいる部分もございます。そういった現状を踏まえながら、その他地域の中におきましては、今後の人口増加や村の活性化を図っていくために、既存集落、既存集落地域との一体性を持った集落の拡大もその他地域の中で検討をしてみたいというふうに考えております。

硫黄島につきましては、先般議会の質問でも出ましたが、今までの歴史的経緯を踏まえて、平和の象徴となるような利用のあり方、そういう島を目指していきたいというふうに考えております。

今回新たに加えましたのは、沖ノ鳥島、南鳥島を新規で加えさせていただきました。海洋資源の開発・利用、海洋調査などの活動拠点としても非常に重要な役割を担う島、それが小笠原諸島の中にあるということで、日本の国益につながる利用について、村として協力していくということを明確にうたって、沖ノ鳥島、南鳥島を捉えていこうというふうに考えております。

20ページでございます。第2章です。

「むらづくりの目標像」ということで、基本理念としましては、自主性と自立性の確立、互助と連帯感の醸成、第1次総合計画から継承されているものをそのまま引き継ぎます。新規で取り組む姿勢を加えましたが、皆さんの英知を集めよう、それからみんなでいい汗をかこう、みんなで心を合わせようと、そういった形で事業展開を図っていこうということも加えさせていただきました。

21ページ以降が先ほどの心豊かに暮らし続けられる島、それに向けて各分野ごとにどういう目標像を立てて進もうかということで、分野ごとに目標像を設定いたしました。

1番目の環境共生の分野につきましては、つながりが豊かな暮らしと豊かな自然を紡ぐ村という将来像を設定いたしました。

22ページでございますが、都市・防災の分野につきましては、しなやかな強さが暮らしの安定を守る村という将来像を設定しております。

23ページにつきましては、産業の分野でございますが、特色ある産業で人々の心を潤す村、こういう将来像を設定しております。

24ページでございますが、医療・福祉、こまやかさが暮らし続けられる安心を支える村、それから25ページ、教育・文化でございますが、学び合う心が自立する力を育てる村、そういう将来像を設定しました。

26ページ、地域経営ということでもくりましたが、信頼に応え進化し続ける村、そういう将来像を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（高橋研史君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をしてください。

ただいまの基本構想第1章から第2章、説明にかかわる質疑を受け付けます。質疑のある委員は挙手をしてください。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） それでは、次に基本計画第1章の説明をお願いします。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、基本計画につきまして、まず第1章からご説明をさせていただきます。

中身の説明の前に、基本計画の各章ごと、各分野ごとの構成でございますが、各分野とも最初に現況を説明してございます。

2番目に、その分野の課題について整理してございます。

3点目に、その分野の重点プロジェクト、重点プロジェクトというのは、前期、中期、後期で15年間で5年ごとに区切ってありますが、前期の5年間において、その分野で特に力を入れて着実に進めたいもの、それを重点プロジェクトとして取り上げて進めていこうという趣旨のものでございます。通常その分野の個別の事業単独ということではなく、この事業とこの事業を総体として捉えて、プロジェクトとしようという構成でつくっておるところでございます。

それから、4点目に、その分野を進めるに当たり、施策を分けて並べてございます。

第1章の環境共生については、2つの施策分野にさらに分けて、それぞれについて、目標像と現況課題、基本的な方針、それをそれぞれ説明して、構成している形でございます。各章ともそういった構成で統一的にまとめておりますので、説明の前にご説明させていただきました。

第1章の環境共生でございますが、現況と2番目の課題につきましては、省かせていただきます。皆さんご存じかと思えます。

3点目の重点プロジェクトとしましては、これからの5年間については、まず外来種進入、

それから拡散防止、それに向けた普及啓発を進めていこうということで、これを重点プロジェクトとして取り上げているところでございます。

それから、4番目の施策展開方針でございますが、施策を2つに分けました。自然環境の保全・利用というのを1つの施策。それから2つ目は、環境教育ということで、この2つの環境共生の分野を分けてございます。

1点目の自然環境の保全・利用の目標像、現況、課題につきましては、ご覧いただければと思います。

自然環境の保全・利用について、今後の5年間どうやって進めていくかという基本方針の部分を説明させていただきます。読まさせていただきますが、各種事業における環境配慮の徹底と適切なモニタリングを実施するとともに、関係機関との連系により、自然環境の保全・再生に資する調査研究へ協力する、そのことで、地域一体で取り組む保全管理を推進する。また、自然環境の持続的な利用を可能とするため、利用方法の特性に応じたルールを順応的に検討し、健全な村民生活と自然環境保全の両立を図っていく、こういった方針のもとに、自然環境保全利用の具体的な事業を展開していくということでございます。

2点目の環境教育の基本方針でございますが、暮らしと自然の関係を身近に感じられるよう、学校などのさまざまな場における自然環境に親しむ機会の提供や愛玩動物を初めとした外来種となり得る生物の特性、危険性などの生活に密着した知識、それらの普及啓発を進めていく。また、村民や来島者の自主的な取り組みを促せるよう、保全活動に関する正しい情報と取り組み方の情報、これを伝える機会をつくっていくということで、この2つの方針に基づいて環境教育を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

説明としては以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

基本計画第1章について、質疑のある委員は挙手をしてください。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） 質疑がないようですので、それでは基本計画第2章について説明を求めます。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、第2章「都市・防災」の分野についてご説

明させていただきます。

第1章と同じように、1番の現況、2番の課題につきましては、ご説明は省略させていただきます。

32ページ、3番ですが、重点プロジェクトにつきましては、3つ取り上げさせていただきました。都市・防災の分野は、村民の日常生活にかかわる部分ですので、大変広い、幅の広い分野になっております。

3つ取り上げさせていただきましたが、重点プロジェクトの1点目は、島外交通アクセスの改善プロジェクトという形で、交通アクセスの問題を重点プロジェクトとして取り上げました。具体的には、航空路、それから航路、これの推進ということになります。

それから、重点プロジェクトの2番目は、安全・安心の暮らしに向けた防災対策のプロジェクトでございます。各種防災道路も含めまして、各種防災対応、対策に関する事業をこの5年間で重点的にやっっていこうということでございます。

それから、プロジェクトの3番目は、安心して住み続けられる住環境づくりのプロジェクトでございます。先ほど将来人口の目標設定もございましたが、小笠原の現状における住まいの問題、住宅の問題、現状では都営小笠原住宅が主になっておりますが、小笠原村全体における住宅施策、これを重点的に検討を進めようということで、住環境づくりプロジェクトを3つ目として挙げてございます。

4点目の各施策展開の方針でございます。都市・防災の分野は7つの施策に分けてございます。

1点が居住に関する施策分野でございます。

目標像、現況、課題は省かせていただきますが、基本方針は、都営小笠原住宅の今後の供給の適正なあり方などについて東京都との協議を進めるとともに、村民が生活スタイルやライフステージに応じて住まいを確保できるよう、定期借地の活用や民間の住宅供給支援など、新たな住宅施策の展開を検討いたします。また、総合的なシロアリ対策を推進するため、島内の人材育成及び国、東京都の外来種駆除事業との共同体制強化を図っていく、この2つの方針で住まいに関して進めていきたいと思っております。

2点目が、景観形成に関する分野でございます。

方針としましては、今までのものを引き続き指針や条例に基づく公共事業などにおける景観配慮を進めつつ、小笠原村の実情に応じたより柔軟な運用を可能とする仕組みの構築について検討していきます。また、一体感のある景観演出のため、村民が取り組みやすい景

観づくりなどに関する情報発信により、意識啓発を行い、村民による主体的な景観づくりを促進していきます。この2つで進めたいと思います。

3点目が、交通に関することでございます。

方針としましては、航空路開設実現のため、村民の空港整備計画への理解を促すとともに、その必要性を関係機関に強く働きかけていきます。また、航空路開設を見据えた総合的な交通体系の考え方を整理し、交通施策の戦略的な展開を図ってまいります。特に、更新時期を迎えている定期船は、今後も航空路とともに島外交通を支える重要な役割を担うため、航路事業者との連携により、利便性と快適性の高い代替船の就航を実現します、こういった方針で進めてまいりたいと思っております。

4点目の施策は、エネルギー利用でございます。

方針としまして、喫緊の課題である災害時のエネルギー確保のため、まずは公共施設などへの太陽光発電の導入を積極的に進めたいと思っております。また、村民への省エネ行動に関する情報発信を行うとともに、エネルギー分野における新たな技術開発の動向を注視し、島内でのエネルギー供給・消費の最適化を検討することで、地域内でのエネルギー自給も視野に入れたエネルギー施策の展開を図っていく、こういった方針で進めていこうと思っております。

5点目が、資源循環・廃棄物処理でございます。

方針としまして、持続可能な循環型社会の実現のため、あらゆる事業活動において資源循環・環境負荷軽減の取り組みが浸透するように努めます。また、単純焼却からの脱却に向けて、村民の意識啓発に努めながら、さらにごみ総量減、リユース・リサイクル、生ごみ資源化などを最大限進めます。具体的には、既存焼却施設の延命を図り焼却ごみの受け皿を維持しつつ、その間に焼却ごみ量を削減し、極小規模の単体焼却炉などへの移行や広域焼却処理も視野に入れた取り組みを推進いたします。さらに、島内中間処理を含む静脈物流体制の拡充、効率化を図るため、父島リレーセンター、仮称ではございますが、その整備を進めてまいります。

6点目でございます。生活基盤施設でございます。

方針としまして、村内の今後のインフラ需要や技術革新の動向などを注視しながら、生活基盤施設の適切な運営方法、また更新時期、それらを見きわめ、計画的な維持管理を行います。特に、安定した簡易水道事業の運営に向けては、都営水道への一元化を東京都に働きかけるとともに、父島・母島両浄水場の更新を事業として進め、安定供給のための新た

な水源の確保などを検討いたします。また、生活排水処理で排出される汚泥を有効活用するなど適正な処理を進めます。さらに、技術革新の速い情報通信の分野においては、村民ニーズに対応できる新たな技術導入の可能性を検討し、快適で安定した情報通信サービス、これの提供に努めたいと考えております。

7点目は、消防・防災の施策でございます。

方針としまして、日ごろからの防災教育とともに、避難計画の確立や発災時の情報発信の充実、これを進め、村民や観光客の災害への対応力の強化を図ります。あわせて、災害後の復旧を支える機能の高台への避難方策などの検討を地域とともに進め、消防・防災力の一層の強化を図ります。さらに、迂回路整備に向けた東京都との調整など、津波被害による孤立地域対策を講じます。また、土砂災害については、危険地域の把握と対応を関係機関と検討してまいります。

以上のような形で、都市・防災の分野につきましては7つの施策に分けて、それぞれ目標に向けて、先ほど説明した方針で進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

基本計画第2章について、質疑のある委員は挙手をしてください。

佐々木幸美議長。

○議長（佐々木幸美君） 交通の2の3でございますけれども、以前もこの航空路の問題が基本計画の中で最重要とされまして、載ったわけですけれども、今回も航空路に対する意見が非常に大きく載っているんですけれども、まず一つ、前回は村民アンケートの中で7割弱ですか、6割5分ぐらいですか、その方が航空路が必要だということで、賛成の多くの意見を持って、この問題を東京都に取り上げた経緯があるわけですよ。今後、このアンケート調査をさらにやるのか、やると非常に厳しい答えもある可能性もあるんですけれども、今後の施策として、もう一度アンケート調査をしていくのかどうか、その辺のところのお考えがありましたら、よろしくをお願いします。

○委員長（高橋研史君） 村長森下一男君。

○村長（森下一男君） 私としては、村がやるということは考えておりません。と申しますのは、航空路協議会がきちっと機能するようになれば、当然のことながらP Iの作業が起きますので、パブリックインボルブメントで島内だけではなくて、さまざまな声を聞くと

ということが必須になってきますので、それはアンケートをとると同じようなことになろうかと思っておりますので、村として独自にわざわざアンケート調査をするというようなことは今のところ考えていないところでございます。

○委員長（高橋研史君） ほかに質疑のある委員はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） それでは、お諮りします。

暫時休憩をします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認め、暫時休憩します。

5分間休憩いたしまして、3時45分から再開したいと思います。

（午後3時40分）

○委員長（高橋研史君） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

（午後3時45分）

○委員長（高橋研史君） 先ほど事務局長説明の審査予定の本日分の審査は終了いたしました
が、引き続き残っております審査について続けたいと思いますが、これにご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認め、それでは審査を再開いたします。

執行部は順次説明をしてください。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） それでは、引き続き基本計画の第3章についてご説明
をさせていただきます。

現況課題につきましては、説明は省略させていただきます。

3番の重点プロジェクトでございますが、1つ設定してございます。地域ブランド力による観光客満足度向上プロジェクトということでございます。農業、漁業、当然関連性を踏まえながら、観光振興を図っていく上で、総体としての地域ブランド力、これによって、来島された観光客の方々の満足度を上げていこうというプロジェクトでございます。

続きまして、各施策の方針でございますが、この産業の分野につきましては、7つの施策に分けてございます。

1点目につきましては、農地確保という施策でございます。

方針でございますが、農地の流動化を促進するため、土地の情報把握に努め、農地取得を希望する人と未利用農地のマッチングを行うことで農地の有効活用と集約化を図っていきます。また、農地を適正に維持していくため、関係機関と連携をとりながら、農地に関する課題の解決に努めてまいります。

2点目の施策、農業経営基盤強化でございます。

方針としまして、農業を主力産業と確立するため、安定した収益を得られる基幹作物の生産強化に向けて圃場の整備を進めるとともに、経営改善に意欲のある経営体や新規就農者の育成・支援に努めてまいります。また、基幹作物の高品質化、高付加価値化を進めるとともに新たな販路の開拓に取り組んでまいります。農産物の通年出荷については、関係機関と連携し、基幹作物の栽培技術の改善に向けた取り組みを支援するとともに、基幹作物の端境期に出荷可能な栽培品目の選定及び普及を目指してまいります。

3点目の施策、水産資源保全でございます。

方針としまして、関係機関と連携し、漁獲対象魚種の拡大のために漁業者みずからが新たな取り組みを実施しやすい環境づくりに努めてまいります。また、ウミガメの保護・増殖・管理のための研究や対策を関係機関と連携して進めるとともに、周知・啓発活動を行い、ウミガメに遭遇した際のルール of 周知を進めてまいります。

4点目でございます。漁業経営安定化でございます。

方針としまして、漁業経営の安定化を図るため、漁獲後から出荷までの処理技術の向上や品質管理の徹底のための取り組みについて支援をし、漁獲物の出荷体制強化を図ってまいります。あわせて、水産物の高付加価値化に向けた漁業者の自主的な取り組みを、関係機関と連携し積極的に支援することで、販路の拡大を図ります。また、島内の需要開拓・拡大を進め、地域内での連携を強化してまいります。

5点目でございますが、観光振興でございます。

自然体験型メニューの質的向上を図るとともに、ゆったりとした時間の流れを楽しめる工夫や仕掛けづくりを進め、観光ニーズの掘り起こしや受け入れ施設の質的向上も図りながら、小笠原村ならではの観光スタイルの確立を目指します。あわせて、小笠原村の本当の魅力を楽しむための旅のあり方を適切に周知していくことで、国内外の観光客の満足度を

高めて再来訪を促します。

6点目の施策ですが、商工業振興でございます。

方針としまして、サービスレベルの向上のための講習会などを実施するとともに、効果的なサービス提供・商品展開ができるような商店同士の連携を図ります。また、一次産業との連携や加工品のPR支援などにより、小笠原村を感じられる商品の開発を促進するとともに、野菜や魚などの地産物の村内流通の円滑化を図ってまいります。

7点目でございます。おもてなしという施策でくりしました。

方針としましては、観光産業が地域へ果たす役割について村民の理解を深めるとともに、誰もがおもてなしの心で観光客に接し、小笠原村の価値や魅力を伝えられるよう、意識の醸成や情報発信を積極的に行い、村全体のおもてなし意識の向上を図ってまいります。

産業分野につきましては、以上7つの施策と方針で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

基本計画第3章について、質疑のある委員は挙手をしてください。

ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） 質疑がないようなので、引き続きまして、基本計画第4章について説明を願います。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 第4章、医療・福祉の分野でございます。

3番目の重点プロジェクトでございますが、この分野につきましては、2つプロジェクトを設定してございます。

1つは、安全性・専門性を確保した医療福祉サービス体制の構築プロジェクトでございます。2つ目が、子育て支援環境づくりプロジェクトでございます。それぞれ大きな課題を抱えている分野でございますが、それぞれの施策分野の事業展開によって、この5年間で解決をできる限り図っていこうということで、子育て支援と医療福祉サービスの体制づくりをプロジェクトとして挙げたところでございます。

4番目は、施策の展開でございますが、この分野につきましては、5つの施策に分けてございます。

1つ目の施策が、健康づくりでございます。

方針としまして、村民が健康的な生活習慣を身につけられるよう、多様な広報手段を活用し、健康管理に役立つ情報を継続的に発信いたします。また、限れた資源の中で、より効果的に村民の健康づくりや疾病予防を支援できるよう、医療分野と福祉分野の連携体制の充実や村民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備について検討してまいります。

2点目の施策、子育て支援でございます。

村民の子育て支援ニーズに応えるため、保育所の建てかえなどを含めまして、子育て支援の拠点施設を整備し、子育て支援協議会などにおける認識共有を図りながら、施設を活用した子育て支援サービスや活動プログラムの充実を図ってまいります。また、今後も小学校や家庭との連携により、小学校生活への円滑な接続を図る幼児教育・保育活動、これらの充実に向けて検討を進めてまいるところでございます。

3点目が、高齢者・障害者福祉の施策でございます。

方針としまして、高齢者や障害者の多様な福祉ニーズや相談に対して、柔軟かつ丁寧に対応できるよう、求められる専門的な人材を父島・母島それぞれの状況に応じて、バランスにも配慮しながら配置いたします。また、在宅介護を支えるため、訪問看護やリハビリテーションの維持・充実を図ってまいります。

4つ目の施策としまして、地域福祉でございます。

方針ですが、福祉を担う団体の役割の適正化を行うことで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、地域における福祉的ニーズを的確に把握し、そのニーズに沿った人材や施設を計画的に配置してまいります。また、専門的な知識を有する人材の安定確保に努めることで、福祉サービスの継続的な展開を図ってまいります。さらに、地域と連携した福祉の提供を行うため、村民一人一人が福祉に関する基礎知識を学べる環境づくりに努めてまいります。

5点目ですが、医療の施策でございます。

方針としまして、医療従事者の確保や医療機関運営を担う人材育成を重視するとともに、医療機関としての経営基盤を確立し、安定した運営体制の構築を図ります。特に、情報通信技術などの積極的な活用により、医療従事者のバックアップ体制を充実させることで、村への定着を図り、幅広い医療の提供に努めてまいりたいと思います。また、福祉分野との情報の共有を図りながら健康や医療に関する情報提供に努め、村民の自分に適した医療や生活環境を選ぶ力、それを育ててまいりたいと思います。

以上5つの施策に基づきまして、医療・福祉を今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

基本計画、第4章について、質疑のある委員は挙手をしてください。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） それでは、引き続きまして、基本計画、第5章について説明を願います。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 第5章、教育・文化の章でございます。

重点プロジェクトとしましては、1つ取り上げさせていただきました。確かな学力定着プロジェクトでございます。

施策の方針としましては、この分野につきましては、3つに分けてございます。

1つが学校教育でございます。

方針としまして、東京都と連携した教職員の勤務環境の向上、さらには教職員の授業力と人間性などの資質向上のため、教育庁出張所の設置を東京都に要望いたします。また、学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる体制を安定的に継続的できるよう検討してまいります。さらに、父島の小・中学校校舎の老朽化に伴い、小・中学校の連携を展開しやすい環境整備に向け、合築校舎化などの検討を進めてまいります。

2つ目の施策、生涯学習でございます。

年齢を問わず多くの村民が、幅広いスポーツや文化活動などに取り組み、学び教え合える環境の整備や機会の充実を図っていくとともに、活動団体の支援に努めます。施設については、既存施設の有効活用を引き続き進めるとともに、更新時には機能の見直し・充実を図ります。また、活動団体の自立に向けた取り組みへの支援や運営指導などを行います。

3点目の施策、歴史・文化の施策でございますが、方針としまして、郷土に関する歴史・文化を後世へ引き継いでいくため、資料収集を継続的に行うとともに、適切な保管機能の確保を図ってまいります。また、これらの資料を村民や研究者などが有効活用できるよう、人が集まり調査研究を深められる環境づくりを進めるとともに、国内外の研究者などとの連携による調査研究を深め、得られた知見を各分野に還元してまいります。さらに、歴史・文化を村民などに伝えられる職員を育成するための研修の充実を図ってまいります。

以上、教育・文化の分野につきましては、3つの施策展開を図りながら進めてまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

基本計画第5章について、質疑のある委員は挙手をしてください。

片股敬昌委員。

○委員（片股敬昌君） 学校教育のことでお尋ねします。

今年、文科省のほうから道徳の強化ということ言われています。子供たちに考えさせる力、それぞれに力を持たせるということなんです。その上で、やはり教える立場にいる教師自身がどういうふうな人生観、人間観とか、そういうものを持っているのか、そうしたことを教師自身がまず最初に持たなきゃいけない。そうした教師の資質向上ということについての、教職員の、ここに基本方針の中に授業力ということが書いてあります。そうした教職員の實力養成ということも入っているんでしょうか。

○委員長（高橋研史君） 教育長、伊藤君。

○教育長（伊藤直樹君） 小笠原村の道徳教育につきましては、全国のどこの学校と比較しても絶対に揺るぎない自信があります。例えば、小笠原中学校ですが、週1時間の道徳の授業、ほかの地域であったらば、その道徳の授業がほとんど学級活動に使われたりして、道徳の授業が実際には行われていない場合が多いんです。ところが、小笠原中学校の場合は、週35時間、年間を通して全て月4回の授業がきちんとテーマごとに組まれて、今都合のいいことに、中学校の場合は1学年4人の教師がいます。その月4回の授業に担任ではなくて、一人一人の学年の教員がテーマを持ってその授業に当たる。1年間、全然すき間のない計画に基づいた授業がびっしり行われています。毎年、都のほうから指導主事が来て、島嶼研修会というのが行われるんですが、その道徳の授業の推進の様子には本当にびっくりして帰られます。小笠原中学校がそういうことを行っておりますので、小笠原小学校も同じような形をとるようになりました。ですから、これは小笠原、母島の小中学校も含めて、この形を4校全校に浸透して推進していきたい、そんなふうに考えております。

○委員長（高橋研史君） よろしいですか。

他に質疑のある委員はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） ないようなので、引き続き基本計画第6章、第7章について、説明をお願いします。

総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 第6章、地域経営の分野でございます。

重点プロジェクトとしましては、1点取り上げてございます。

村民・行政が一体となって取り組む自主・自立のむらづくりプロジェクトという形で取り上げさせていただいております。具体的な個別の事業のイメージはないのですが、いろいろな事業展開を図る上で、一体となって取り組んでいく。それを意識しながら進めていこうという趣旨のプロジェクトでございます。

施策の展開としましては、この分野につきましては、4つの施策に分けて展開をまいります。

1点目の施策でございます。行政経営でございますが、時代の変化に対応した行政資源配分の重点化、また自主財源の確保・資産の適正な活用と管理などを進めるとともに、村民の視点に立って考え行動できる職員の育成に努めてまいります。また、多様化・高度化する行政課題に対応するため、人材交流や情報管理システムにおける市町村を越えた広域的な連携に向けて積極的に働きかけてまいります。

2点目の施策、協働という形で整理させていただいております。

方針としまして、村民のむらづくりへの関心を高めるため、情報通信環境をさらに利用しやすく整備するとともに、情報収集・伝達手段を多面的に検討した上で、積極的な情報発信を行ってまいります。また、村民の知識や経験をさまざまな分野で生かすため、村民の村政参加の機会や場、それらを充実するとともに、村政に参加しやすい仕組みづくり、これを検討してまいりたいと思います。

3点目が、国境離島という施策で整理をさせていただいております。

方針としまして、有人島である父島・母島は広域的な視点から国境離島をバックアップする機能を有しているため、領土保全や海洋資源確保のために、定住の促進とともに海上保安庁による警戒監視態勢の強化などの特別な措置を講じるよう国に要望してまいります。また、広大な海域を担う海洋拠点としての役割を発揮するため、拠点としての空港整備を関係機関に要望してまいります。一方で、海洋資源活用のための調査や研究への協力とともに、けが人や病人の受け入れなどの後方支援も行うことで、国益に貢献し続けてまいりたいと考えております。

4点目の施策、硫黄島でくくらせていただいております。

方針としまして、硫黄島訪島事業は、旧島民の高齢化を踏まえ、ゆとりや安全に一層配慮

した渡島の方法を検討するとともに、旧島民以外の参加者に対しても事業がより意義深いものとなるよう努めてまいります。その確実な継続を図ってまいります。また、遺骨帰還事業につきましては、事業の進捗を促すため、厚生労働省などに積極的に提言してまいりたいと考えております。

この分野につきましては、ちょっと統一感はない整理ではございますが、4つの施策で整理させていただき、それらの総体を持って信頼に応え続けられるむらづくりに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第7章でございます。

計画の内容そのものではございませんが、計画書としましては、第7章として計画の着実な進行のためにということで、総合計画のもとに、毎年策定する実行計画がございます。この実行計画を策定する仕組みとスケジュール、これを計画書の中には第7章として盛り込むものでございます。

実行計画の策定の手順としましては、年度の初めに、前年度の重点プロジェクトだった事業について評価をいたします。夏ごろに実行計画の案について、村長初めそれぞれ責任を持つ者の中で、事業の進捗を確認し、そのことを来年度の予算に反映するための調整を行いたいというふうに考えております。その手順の後に、今度財政課所管になりますが、来年度の予算編成方針をつくることとなります。夏ごろのレビューを踏まえた上で、予算編成につなげるということでございます。秋ごろ、予算編成の具体的な各課とのヒアリング等を踏まえまして、年明けに来年度予算の素案が村内部的にはできます。そういった素案を踏まえた上で、企画政策室のほうで、来年度の総合計画上の実行計画を確定させるという流れで、実行計画をつくっていく手順として捉えているところでございます。個々のレビューのあり方、それから評価のあり方、これにつきましては、まだ検討中でございます。決まった方式はまだ持っていない状況でございます。できる限り総合計画を着実に進めるために、実行計画を通しながら評価をし、確認をし、着実に一歩ずつ進めてまいりる仕組みを取り入れたいという考え方でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（高橋研史君） これより質疑に入ります。

基本計画第6章並びに第7章について、質疑のある委員は挙手をしてください。

ございませんか。

（発言する者なし）

◎閉会の宣告

○委員長（高橋研史君） それでは、お諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認めます。

よって、本日の審査を終了いたします。

次回は、明日3月14日、午後3時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後4時13分）

総合計画審査特別委員会速記録

平成26年3月14日（金曜日）午後3時30分開会

出席委員（7名）

委員長	高橋研史君	副委員長	杉田一男君
委員	片股敬昌君	委員	一木重夫君
委員	鯉江満君	委員	池田望君
委員	稲垣勇君		

委員外出席議員（1名）

議長	佐々木幸美君
----	--------

出席説明員

村長	森下一男君	副村長	石田和彦君
教育長	伊藤直樹君	総務課長	江尻康弘君
総務課副参事	鈴木敏之君	総務課企画政策室長	樋口博君
財政課長	今野満君	村民課長	斎藤実君
村民課副参事	村井達人君	医療課長	佐々木英樹君
産業観光課長	渋谷正昭君	自然管理委員	岩本誠君
建設水道課長	篠田千鶴男君	建設水道課副参事	増山一清君
母島支所長	箭内浩彌君	出納課長	菊池元弘君
教育課長	牛島康博君		

事務局職員出席者

事務局長	セーボレー孝君	書記	菊池ひろみ君
------	---------	----	--------

議事日程

日程第1 総括質疑

日程第2 意見の開陳

日程第3 採決

日程第4 委員会審査報告書

日程第5 村長発言

日程第6 閉議

◎開議の宣告

○委員長（高橋研史君） ただいまから総合計画審査特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○委員長（高橋研史君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎総括質疑

○委員長（高橋研史君） 日程第 1、これまでの質疑を踏まえて、第 4 次小笠原村総合計画（案）についての総括質疑を行います。

総括質疑のある委員は挙手をしてください。

一木重夫委員。

○委員（一木重夫君） 感想という形になってしまうかもしれないんですけども、本総合計画をばっと読みまして、熟読しまして、大変よくできているな、今までの総合計画と違う点は、非常に血の通った村民目線の総合計画になっているんじゃないかなというふうに感じております。前回とこんなにも違う、今回総合計画をまとめるに当たって、どのような形でこのようなすばらしい計画になったのか教えてください。

○委員長（高橋研史君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 非常に過分なお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

今までのやり方と今回は多少違っている面がございまして、形としましては、庁内に策定委員会、その下にプロジェクトチームをつくってという形は今までもとっているところだったんですが、今回、実際にこの計画の中身の内容、それから表現の仕方、そういった具体的作業を係長級で構成しているプロジェクトチームの委員の方々が、実際に自分の手で作業をして、業務委託をしているコンサルからは指導も仰ぎながら、計画づくりを進めたというところが大きく違うところがございます。細かいところまで実情をわかっている係長クラスたちが、次の 5 年、それから先の 15 年、具体的に 5 年ごとにどこまで実際にできるのか、できないのか、非常に悩みながらつくり上げたというところが、今までと大きく

違う点だと思っております。

以上です。

○委員長（高橋研史君） よろしいですか。

ほかに総括質疑のある委員は挙手をしてください。

佐々木幸美議長。

○議長（佐々木幸美君） 子育てプロジェクトですけれども、これは振興事業の中で、来期の、5カ年の当初でやるという話も聞いておりますけれども、ソフト面で、施設整備については細かく書かれているんですけれども、ソフト面について、今内地ではゼロ歳から2歳、それから2歳から入る前、非常にソフト部門で無料化ということが何町村かで、全国で起きているわけですよ。それについて、村としても無料化まではいかないけれども、この中にできればそういう意味も含まれているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（高橋研史君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 具体的な事業の展開は担当課で検討していくことになるかと思いますが、意味合いとしましては、子育てプロジェクトのほかに、そもそもの子育て支援の施策の中でそういったことも含めながら、目標像に向かって進んでいくというふうにご理解いただければと思っております。

○委員長（高橋研史君） 補足の答弁は要らないですか。

ほかに質疑のある委員は挙手をしてください。

よろしいですか。

（発言する者なし）

◎意見の開陳

○委員長（高橋研史君） 質問がないようですので、日程第2、第4次小笠原村総合計画（案）について、意見の開陳を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） 反対意見ございませんようですので、次に賛成意見の発言を許します。

杉田一男副委員長。

○副委員長（杉田一男君） 私は、第4次小笠原村総合計画（案）に賛成の立場から意見を申

し入れさせていただきます。

今回上程されました小笠原村総合計画は、基本構想を従前と違い15年という長期に設定したために、村の指針となる将来像について、より具体性が向上したのではないかと感じております。また、その反面、構想期間の延長が達成期間の延長と捉えられることがないよう、総合計画に基づいた実行計画による各種施策の実行に当たっては、あくまでも早期達成をめどとし、推進していただきたいと思いますと思っております。そのためにも、毎年度の実施結果の評価に当たっては、内部組織の検討だけにとどまらず、広く外部からの意見も聴収が必要であると考えております。

小笠原村が日本に復帰以来46年が経過し、小笠原諸島振興開発特別措置法の延長も9回を重ねました。村の基礎基盤が格段に向上した今日にあって、今小笠原村総合計画に小笠原村の存在が好景気に資する役割を担っていくとの指針が示されました。このことは、小笠原村が目指す方向性とも一致し、まことに特筆すべきものではないかと考えております。

今後は、この総合計画に基づきつつも、本村を取り巻く地方情勢に機敏に対応した綿密な実行計画を策定し、施策の推進に当たっていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○委員長（高橋研史君） ほかにございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（高橋研史君） ほかにないようなので、これにて意見の開陳を終わります。

◎採決

○委員長（高橋研史君） お諮りします。

これより採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認め、採決を行います。

第4次小笠原村総合計画（案）に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（高橋研史君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎委員会審査報告書

○委員長（高橋研史君） お諮りします。

当委員会審査報告書については、ただいま開陳されたご意見を正副委員長で取りまとめることとし、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認め、委員会審査報告書は正副委員長において取りまとめることに決定しました。

◎村長発言

○委員長（高橋研史君） この際、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。また、ただいま第4次小笠原村総合計画（案）につきまして、全会一致のご賛同をいただき、まことにありがとうございます。

小笠原村では、平成16年度を初年度として、平成25年度で計画期間が満了する第3次小笠原村総合計画に基づき、その将来像である「持続可能な島～成長から成熟へ～」の実現を目指し、むらづくりを進めてまいりました。この計画期間内においては、本土との間の海底光ケーブルの敷設、診療所と高齢者の入所施設等一体に整備した複合施設の建設、また小笠原諸島の自然環境の価値が世界的にも認められることとなった世界自然遺産の登録など、相応の成果を上げてきたところでございます。

しかしながら、航空路の開設など解決できていない課題も多く残されており、その一方で、沖ノ鳥島、南鳥島等の国境離島を含む離島全般にわたる国の動きや小笠原諸島の海域における海洋資源開発の可能性などをめぐる海洋施策の動き、また東日本大震災などを教訓とした防災対策の見直しなど、本村を取り巻く環境も大きく変化をしております。

また、地域主権改革によって地方自治体は、今後、より一層みずからの責任と判断で主体的な地域経営を行っていくことが求められている中、本村は5年後には日本復帰50周年という大きな節目を迎えることとなります。

このような状況を踏まえまして、第4次小笠原村総合計画を策定したところですが、計画期間を平成26年度から平成40年度までの15年とした上で、その先も視野に入れながら、本村の目指すこれからの将来像を「心豊かに暮らし続けられる島」と設定をしました。その実現に向けた各分野の施策方針を取りまとめたものをこの委員会でご議論をいただいたわ

けでございます。

今後は、この指針に基づき、さらに魅力あるむらづくりに努めてまいります。本日ご賛同をいただきました村議会の皆様には、今後ともご理解とご支援のほど、よろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

○委員長（高橋研史君） 村長の発言は終わりました。

◎閉会の宣告

○委員長（高橋研史君） お諮りします。

本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（高橋研史君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じます。

以上をもって、総合計画審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 3 時 4 5 分）